

# 平和最終処分場埋立地運営維持管理業務仕様書

## (目的)

第1条 本仕様書は、委託者が管理する平和最終処分場埋立地（以下「処分場」という。）の廃棄物埋立を適正に行うため、埋立業務及び埋立地維持管理業務（以下「本業務」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

## (業務の範囲)

第2条 本業務の範囲は、平和最終処分場埋立地運営維持管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に掲げる処分場でのごみ埋立作業に係る重機の運転操作、処分場の監視、作業記録、及びこれらに付随する一切の業務とする。

## (業務の履行)

第3条 受託者は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分認識し、理解して、処分場の運営維持管理を円滑に行うとともに、処分場の機能を十分発揮できるよう契約書、仕様書、特記仕様書、浜松市一般廃棄物処理実施計画、その他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

## (業務責任者等の選任)

第4条 受託者は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から、業務責任者（以下「責任者」という。）を選任しなければならない。

2 前項により選任された責任者が、不在その他の事由により職務の遂行が困難な場合は、その職務を代行するため、あらかじめ職務代行者を選任して置かなければならない。

## (業務責任者の職務)

第5条 責任者は、委託者の指示に従い、現場総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理することとする。

2 責任者は、関係法令を遵守し、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災、盜難の防止に努めるものとし、処分場の異常又は事故を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、委託者に報告し指示を受けるものとする。

## (労務管理)

第6条 受託者は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は、業務従事者の勤務について、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関連法を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務従事者の労務管理、人事管理上的一切の責任を負うものとする。

## (教育・訓練等)

第7条 受託者は、埋立処分場の適正な管理と安定した維持管理を確保するため、業務従事者に必要な指導、教育訓練等を行うこと。

2 受託者は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な教育指導を行うこと。

3 受託者は、浜松市役所温暖化対策基本方針に基づき、可能な限り地球環境に配慮した事業を実施すべく指導教育を行うこと。

## (提出書類)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる書類を委託者に提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務責任者・業務従事者名簿（年度当初及び変更時）

従事者の所属を明記すること。名簿に記載された従事者の所属が受託者と異なる場合、従事者の所属と受託者との関係を示す書類を提出すること。

- (3) 緊急時連絡体制表（年度当初及び変更時）
- (4) 業務完了報告書（埋立業務報告、埋立地維持管理業務報告、埋立状況図、当月埋立容量、写真）  
(月毎10日まで)
- (5) 業務責任者・業務従事者研修報告  
新規の従事者に対する事前研修、その他、全従事者への通常の研修履歴について研修内容等の報告書を毎月10日までに提出すること。また事故等が起こった際には事故等に係る再発防止研修の実施・報告をすること。
- (6) 使用重機の任意賠償保険証券等
- (7) その他、委託者が指示する書類（委託者の指定する日まで）

2 前項に掲げる提出書類の記載事項を変更しようとするときは、変更届出書を提出すること。

#### （緊急事態発生時の対応）

第9条 受託者は、地震、台風等の災害その他の緊急事態の発生に備え、業務従事者に対して非常招集できる体制を確立しておくこと。

- 2 受託者は、緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な処置を講ずるとともに、委託者に報告すること。
- 3 受託者は、緊急事態発生時の対応処置について、委託者に書面にて速やかに報告すること。
- 4 受託者は、事故・火災等の緊急時は速やかに委託者及び警察等へ報告し、誠意をもって相手方と協議の上、保険・賠償等について受託者が責任をもって対処すること。

#### （検査の実施）

第10条 委託者は、受託者の業務の履行を確認するため、次に掲げるところにより、検査を実施するものとする。

- (1) 書類検査（第8条に規定する報告書等）毎月
- (2) 前号に規定する書類に基づく委託業務場所の検査において委託者が必要があると認めるとき。
- (3) 前2号に規定する検査のほか、委託者が特に必要と認める事項。
- (4) 検査結果に不具合が判明した場合、受託者は委託者の指示に従い業務を改善しなければならない。

#### （業務の引継ぎ）

第11条 受託者は本業務の受託にあたり契約後に期間を定め、履行期間前に前任の受託者から円滑な引継ぎ（2週間程度）を受けなければならない。

- 2 受託者は業務引き継ぎ書を作成し、本業務の受託期間満了前に市の職員立会いのもと後任の受託者へ3年分の月報、測量データを提出し、車両の誘導方法、廃棄物の埋立方法及び埋立地の管理方法について引継ぎを行わなければならない。
- 3 引継ぎに要する一切の費用については、引継ぎを受けるものが負担するものとする。

# 平和最終処分場埋立地運営維持管理業務特記仕様書

## 第1章 一般事項

### (業務日及び業務時間)

第1条 業務日及び業務時間については次のとおりとする。

- ①業務日は、年度別浜松市分別収集カレンダーのとおりとする。
- ②業務時間は、原則として午前8時15分から午後5時00分までとする。ただし、廃棄物の受入業務については、午前8時30分から午後4時00分までとする。
- ③前項の規定にかかわらず、浜名湖クリーン作戦等の実施日は業務を行うものとし、業務時間については、委託者は受託者に対し事前に連絡するものとする。

### (有資格者等の配置)

第2条 受託者は、次の資格を有するものを配置し、必要な業務責任者及び作業員を選任すること。

#### (1) 業務責任者 1名

- ア 2級土木施工管理技士以上の資格を有する者であること。
- イ 契約日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

#### (2) 作業員 2名 (常時配置)

車両系建設機械運転技能者講習終了証を有し、一般土木作業に2年以上従事した経験を有する者であること。

なお、大型自動車運転免許及び大型特殊自動車運転免許並びにローラー特別教育を有する者を各1名以上配置すること。

- 2 人員に変更が生じた場合は、必要に応じ双方協議のうえ決定するものとする。
- 3 受託者は、新たに人員を採用するときは、事前に委託者の承諾を得なければならない。

### (業務従事者の交替)

第3条 受託者は、業務従事者の変更が必要なときは、速やかに、委託者へ連絡すること。

- 2 受託者の業務従事者が交替するときは、充分な実務引継ぎ期間を持って交替すること。

### (業務従事者の服装)

第4条 受託者は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した作業服を着用させ、業務従事者であることを明らかにすること。

- 2 業務従事者は、作業上義務付けられた作業服、ヘルメット、安全靴、手袋等の安全用具を使用し又は着用すること。

### (費用負担)

第5条 本業務に必要な覆土、法面保護、築堤の土砂に係る費用は委託者の負担とし、これ以外の機械、機器、資材、燃料費、消耗品、および安全対策に係る費用等は受託者の負担とする。

### (検査)

第6条 委託者は、本業務中に任意に業務実施状況を検査できるものとし、受託者はこれを拒むことはできないものとする。検査結果に不具合が生じたとき、受託者は委託者の指示に従い業務を改善しなければならない。

## 第2章 埋立業務

### (業務の内容)

第7条 受託者は、埋立業務の作業方法については、次に定めるとおり行うものとする。

- (1) 廃棄物の埋立は、廃棄物の一層厚3m以内毎に、覆土材をおおむね50cm厚（最低厚30cm）を被せるサンドイッチ工法とすること。
- (2) 搬入された焼却灰、飛灰、破碎不適物及びその他のごみ等の廃棄物は、飛散防止並びに悪臭防止のためおおむね15cm厚でその表面を覆土材で覆い均一に締め固める即日覆土によるセル工法とすること。
- (3) 覆土材は、廃棄物の悪臭及び飛散防止のため、状況に応じて即時覆土できるように投棄箇所直近に準備しておくこと。
- (4) 破碎不適物及び火災残材等の空隙率の大きい廃棄物は、覆土をする前に重機にて粗破壊し、埋立ごみの減容化に努めること。
- (5) 遮水シート周辺1m以内の重機の乗り上げは禁止するとともに、遮水シート周辺5m以内での重機の方向転換の集中は避けること。
- (6) 埋立作業は、雨水の湛水及び廃棄物搬入車両の走行に支障が出ないように敷均し締固めを行い、埋立面を整地すること。また、埋立後時間経過とともに発生した不陸や運搬車両により乱れた埋立面についても常に雨水の湛水及び廃棄物搬入車両の走行に支障が出ないように敷均し締固めを行い、埋立面を整地すること。
- (7) 埋立箇所は、委託者の指示に従うこととする。
- (8) 受託者は、毎日の業務終了後、必ず委託者に覆土使用量等の業務報告をすること。

2 受託者は、法面保護土工の作業方法については、次に定めるとおり行うものとする。

- (1) 遮水シート保護のため、法面保護土の厚さを最低50cm盛り立てること。
- (2) 法面保護土盛り立て作業は、バックホウにて下から上に向けて盛土し、転圧はバックホウバケットで押える程度とする。この場合、重機は法面に対し直角で作業すること。  
なお、保護土に礫や不純物等が混在していないか注意し、これを発見したときは直ちに除去すること。
- (3) 法面保護土の荷受けのためダンプアップする場合は、遮水シートから最低でも5m以上離れて行うこと。

3 受託者は、築堤工の作業方法については、次に定めるとおり行うものとする。

- (1) 築堤の1層の仕上がり厚さは30cm以下とし、平坦に敷均し締固めを行い、所定の高さまで仕上げなければならない。
- (2) 法面整形は、所定の勾配（埋立地外側1:2.0、埋立地内側1:1.5）でバックホウにて施工すること。
- (3) 築堤3段目の施工時期は、築堤範囲の埋立層3段目が完了したのち、もしくは令和11年3月31日完成までのどちらか早い時期に施工を完了すること。

### 第3章 維持管理業務

#### (埋立地の維持管理)

第8条 受託者は、埋立地の維持管理の作業方法については、次に定めるとおり行うものとする。

- (1) 第2期及び旧第1期の除草を年2回行うこと。
- (2) 刈払機を使用する作業では刈払機取扱作業者安全教育を終了している者が従事すること。
- (3) 埋立の進行状況に応じて、地中より発生するガスを大気放散するガス抜き管を立ち上げること。
- (4) 第2期埋立地の埋立容量を把握するため、毎月末に測量を行うこと。
- (5) 第2期埋立地の残余容量を把握するため、毎年1回発注者が指示する時期に測量を行うこと。
- (6) 雨天時の管理用として山碎石を年間120m<sup>3</sup>以上受託者が用意し、適宜使用すること。
- (7) 進入車両の表示板及び遮水シートは、週1回の点検を行うこと。
- (8) 廃棄物の埋立時の臭い対策として必要に応じて、委託者が支給する消臭剤を散布すること。
- (9) 埋立地及び搬入道路のほこり対策のため、散水車による散水を適宜行うこと。
- (10) 法面の小段に設置されている排水枠の点検及び清掃を2週間に1回行うこと。
- (11) 第2期埋立地内及び第2期埋立地の外周道路に飛散したごみ及び土類は場外へ飛散しないように清掃等管理すること。

#### (誘導及び監視)

第9条 受託者は、委託者が支給する進入車両の表示板を設置し、埋立の進捗状況により移設すること。

- 2 受託者は、搬入車両の誘導を行うものとし、誘導時は親切かつ丁寧に行い事故の防止に努めること。
- 3 受託者は、埋立不適物の搬入防止のため、監視に留意し、不適物を発見した場合は、速やかに委託者へ報告すること。

## 第4章 共通事項

### (使用重機の仕様)

第10条 受託者は、本業務に必要とする次の重機を、受託者の負担において用意すること。また万一の事故に備えるため、重機は賠償保険にダンプトラックは自動車任意保険に履行期間中加入し委託者に写しを提出すること。

- (1) バックホウ 山積0. 8 m<sup>3</sup>級 (埋立作業用1台)
- (2) バックホウ 山積0. 4 5 m<sup>3</sup>級 (仮置土運搬作業用1台)
- (3) ダンプトラック 10 t 積車 (覆土・仮置土運搬用1台)
- (4) タイヤローラ 8～20 t 級 (締め固め用1台)
- (5) 散水車 4 t 級 (防塵・路面清掃用1台)

### (重機の運行管理)

第11条 受託者は、重機の運行管理については、次に定める事項を遵守すること。

- (1) 始業点検及び終業点検を実施すること。
- (2) 重機は、委託者の指定する場所へ格納すること。
- (3) 重機に故障または不具合が生じた場合は、速やかに委託者へ報告すると共に、早急な復旧措置もしくは同等の代替重機を用意すること。
- (4) 散水車で使用する水については、平和最終処分場の遊水地を水利とすること。

### (作業時の注意事項)

第12条 受託者は、業務中に異常を発見したときは、直ちに委託者に連絡し協議すること。

- 2 受託者は、品位を保ち不快感を与えるような言動をしないこと。

### (その他)

第13条 受託者は、委託者が埋立地内において別途工事等を発注する場合には施工業者と十分な協議を行うこと。

- 2 受託者は、本仕様書に記載のない事項が生じた場合には、速やかに監督員と協議し指示を受けるものとする。